

議案第 97 号

甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について
甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

甲府市職員退職手当支給条例（昭和 25 年 10 月条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「）が 18 日」を「第 8 条第 2 項において「勤務日数」という。）が 18 日（1 月間の日数（甲府市の休日を定める条例（平成元年 3 月条例第 13 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあっては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 8 条第 2 項において「職員みなし日数」という。））」に改める。

第 8 条第 2 項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の甲府市職員退職手当支給条例第 1 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

（甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年12月条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新条例第1条第2項」を「甲府市職員退職手当支給条例第1条第2項」に、「新条例の」を「、同条例の」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第6項中「新条例」を「甲府市職員退職手当支給条例」に改める。

提案理由

国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員等に係る退職手当の支給要件等の改正に鑑み、本市の非常勤職員等の退職手当の支給要件等を緩和するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。